

## 天理大学研究者等の行動規範

日本私立大学連盟が平成15年3月に定めた「私立大学教員倫理綱領—私立大学教員の義務と責任—」では、私立大学教員が遵守すべき倫理として、「所属大学に対する倫理」、「学生に対する倫理」、「同僚に対する倫理」、「研究者としての倫理」、「社会に対する倫理」の5項目が掲げられている。

そのうち「研究者としての倫理」では、「大学教員に保障されている『学問の自由』が責任を伴うものであることを自覚し、知識の探求を通じて社会に貢献すること、また「社会に対する倫理」では、「自己の専門分野の知識を生かし、公共の福祉と文化の向上に寄与することとされている。つまり、教育と研究という重要な任務に携わる大学教員にあっては、研究に関してその独自性と自律性が保障される一方で、社会の信頼と負託に応えなければならないという責務を負っているといえる。くわえて天理大学において研究活動に携わる研究者とその研究を支援する事務職員は、「教祖の教えに基づいて『陽気ぐらし』世界建設に寄与する人材の養成を使命とする」との建学の精神を自覚し、適切に研究活動等を遂行すべきである。

そのために「天理大学研究者等の行動規範」を以下のとおり定める。

なお、本行動規範は、日本学術会議が平成18年10月に制定した「科学者の行動規範」および同改訂版（平成25年1月25日）に準拠して作成したものである。

### (研究者の責任)

1. 研究者は、自らの専門知識や技術レベルの維持向上に努め、その専門知識、技術及び経験に基づき、人類の福祉に貢献する責任を有する。

### (研究者の行動)

2. 研究者は、研究活動の自律性が社会の信頼と負託によって支えられていることを自覚し、誠実性と高潔性をもって行動する。また研究成果の正確性や正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、自らの専門分野における研究者相互の評価に積極的に参加する。

### (自己研鑽)

3. 研究者は、自らの専門知識や能力の維持向上に努めるとともに、科学技術と自然・社会環境との関係を広い視野から理解し、常に最善の判断ができるよう、たゆまぬ研鑽に努める。

### (社会的期待に応える研究)

4. 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

### (説明と公開)

5. 研究者は、自らの研究の意義や役割を積極的に公開し説明する。また自らの研究がもたらし得る影響や変化を評価し、その結果を中立的かつ客観的に公表するとともに、社会との積極的な対話に努める。

### (科学研究の利用に関する配慮)

6. 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

### (研究活動)

7. 研究者は、自らの研究活動の過程において、本行動規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとと

もに責任を負わなければならない。研究・調査データの保存や取り扱いを厳格に行い、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を自他ともに許さない。

(研究環境の整備および教育啓発の徹底)

8. 研究者は、研究上の不正行為の防止を可能にする公正な環境の確保に努め、研究者コミュニティや所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的・積極的に取り組む。またこれを達成するために社会の理解と協力が得られるように努める。

(研究協力者等への配慮)

9. 研究者は、研究に伴う協力者の人格及び人権を尊重するとともに、その福利に配慮する。また動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

10. 研究者は、他者の研究を適切に批判するとともに、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交換する。また他者の知的成果等を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

(社会との対話・科学的助言)

11. 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく客観的で科学的な根拠に基づく助言を行う。

(法令の遵守)

12. 研究者は、研究の実施や研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

13. 研究者は、研究・教育・学会活動等において、個人を人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教等によって差別しない。

(利益相反)

14. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言等において、個人と組織、または組織間の利益相反に十分な注意を払い、公共性に配慮しながら適切に対応する。

(研究を支援する事務職員の責務)

15. 研究を支援する事務職員は、研究者が適正に研究活動を遂行できるよう、その支援にあたり本行動規範にしたがって誠実に行動するとともに、不正行為の防止に努める。

(その他の本大学構成員への準用)

16. 教員以外の本大学構成員においても、本行動規範に準じて本大学の学術研究の信頼性および公平性を損なわない行動をとるように努める。

(規範の改廃)

17. 本行動規範の改廃は、全学協議会の議を経るものとする。

付 則

1. 本行動規範は、平成23年2月10日から施行する。
2. 改正規定は、平成27年4月1日から施行する。